訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

訪問看護ステーションあやめ

1　訪問看護のお申込からサービス開始まで

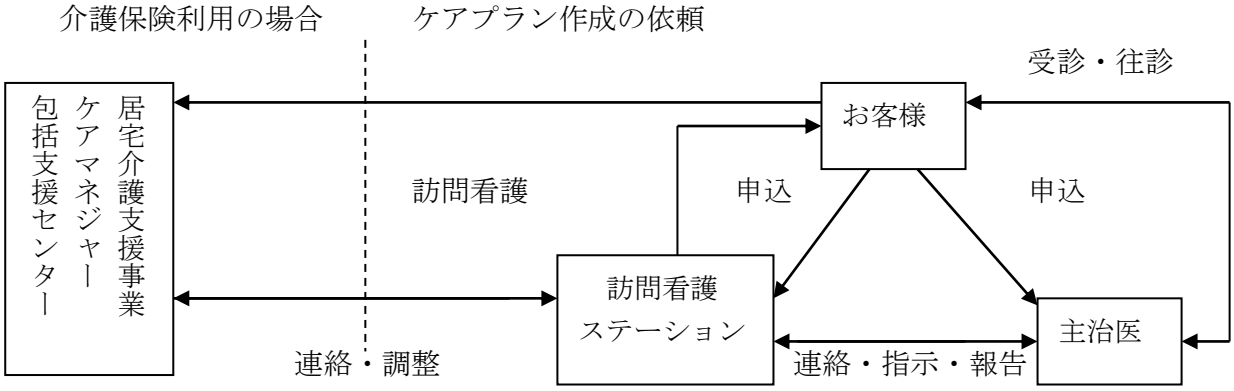

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2　訪問看護サービスの内容

- 病状・障害の観察、健康管理
- 療養、看護・介護方法のアドバイス
- 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ターミナルケア
- リハビリテーション
- 認知症や精神疾患の方の看護
- 家族など介護者の支援
- 褥瘡や創傷の処置
- カテーテルなど医療機器の管理
- 医師の指示による医療処置
- 保健・福祉サービスなどの活用支援

3　営業日時のご案内

○ 営 業 日：月曜日から金曜日まで
○ 休　　日：土・日・祝祭日・お盆・12/30～1/3
○ 営業時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

当ステーションは、年間を通して 24 時間いつでも対応できる体制を設けております。

5　ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、ご連絡をお願いいたします。また、当事業所からも運営上の事情により訪問予定を変更させていただくことがあります。
- ご自宅周辺で駐車可能な場所の確保をお願いいたします。
- 暴風雨警報や風雪警報など天候がきわめて不良の場合は、ご連絡したうえで、訪問時間や訪問日を変更することがあります。
- 創処置等必要に応じて患部の写真を撮影することがあります。細心の注意を払いますが、場所によっては顔が写る場合もあります。その場合、個人情報やプライバシーの保護に努めます。
- サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。
  看護師等は、年金の管理や利用料金以外の金銭の取り扱い等は致しません。
  看護師に対するお贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させて頂きます。
- 作業療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに作業療法士等が訪問しております。定期的に看護師が訪問し病状の観察、評価を致します。

6　要望および苦情のご相談は

- 要望や苦情等も担当者（下記）にお寄せ頂ければ速やかに対応いたしますので、どの様な事でもお気軽にご相談、ご連絡下さい。
  また担当介護支援相談員（ケアマネジャー）や市町村介護保険担当者に相談しご連絡頂いてかまいません。
- 担当者が訪問する等し、詳しい事情を聞かせて頂き状況の把握に努め、迅速に対応いたします。
- 苦情等がサービスの質向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、内容を整理
  - 検討し居宅介護支援事業者、包括支援センター、市町村介護保険担当者等と連携を取りながら指導をうけ改善に努めていきます。
- 相 談 窓 口：　Tel（0126）25-7618　FAX(0126)　25-7619
  担　当　者：　管理者　村元　みき代

7　事故発生時の対応

- 事故発生が無いよう細心の注意をはらいサービス提供あたりますが、万一事故発生の際は利用者家族・関係機関等に対して連絡を行う等必要な措置を速やかに対応します。
- サービス提供に伴って当事業所の責に帰するべき事由によって、利用者が損害を被った場合は、損害を賠償すると共に誠意を持って対応いたします。
- 事故発生については、事実を明確にし、原因を解明し、具体的対応等についての一連を記録に残し再発防止に努めます。

8　緊急時等における対応

- サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。

9　守秘義務

- 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び終了後においても、第三者には漏らしません。

10　高齢者虐待防止に関する事項

- 事業所は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための

研修を実施する等の措置を講じます。
担当者：村元　みき代

11　衛生管理等

● 事業所における感染症が発生し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催と周知。
② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。
③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施。

12　ハラスメント対策について

● サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言をする、叫ぶあるいは大声を出す)

13　訪問看護ステーションあやめの従業者

（管理者）　村元　みき代　　（看護師）　１１名　　（作業療法士）　１名

14　訪問看護ステーションあやめの沿革

・ 平成８年６月老人保健法に基づく指定を受ける。
・ 平成１２年４月１日介護保険法の居宅サービス事業者指定事業者となる。
・ 平成１８年４月１日介護予防訪問看護の指定居宅サービス事業者となる。

15　営業地域

岩見沢市

16　事業者概要

事業者 事業所の名称	医療法人北翔会 訪問看護ステーションあやめ
代表者氏名	管理者　村元　みき代
指定番号	０１６５７．９００２．３
事業所の住所	北海道岩見沢市１０条西２１丁目２番地
連絡先	ＴＥＬ　（０１２６）２５－７６１８ ＦＡＸ　（０１２６）２５－７６１９

令和６年６月１日改訂